

經濟部知的財産局専利案件面接作業要点

2017年7月1日施行

- 一、 經濟部知的財産局（以下「当局」という。）が専利法（*理律注：特許法、実用新案法、意匠法を含む*）第42条、第76条、第120条において第76条を準用する場合、第142条第1項において第42条を準用する場合、及び第142条第2項において第76条を準用する場合の専利出願に係る面接作業を行うために、本要点を定める。
- 二、 審査官が専利案件を審査する際に、面接により案件を理解するとともに、迅速かつ確実な審査に有効であると認める場合、職権により定めた期間において、当局で面接することを当事者に通知することができる。
- 三、 面接の要請は、面接要請書により行い、面接事項及び説明を明記しなければならない。

面接の要請に対し、次のいずれかの事情があると審査官が認める場合は、査定書において面接を行わない理由を明記しなければならない。

- （一）単に専利を受けることができるか否かを尋ねるもの。
 - （二）無効審判を請求する場合において、具体的な無効理由を示さずに面接を請求するもの。
 - （三）技術内容又は案件と明らかに無関係な理由により面接を請求するもの。
 - （四）再面接を要請するもので、案件が既に明白で面接をする必要がないもの。
- 四、 面接に出席することができるのは、以下の者とする。
 - （一）専利の審査に係わる当局の審査官
 - （二）発明者、実用新案の考案者、又は創作者
 - （三）出願人若しくはその従業員、又は出願人が委任した弁理士、専利代理人若しくは弁護士
 - （四）無効審判請求人、無効審判被請求人又はそれが委任した弁理士、専利代理人若しくは弁護士

前項における受任代理人は、その出願の専門的知識を有する者に委任することができる。ただし、当局の許可を得なければならない。

当局の担当審査官が事情により面接に出席することができない場合は、当局の他の専利審査に係わる者が代わりに出席することができる。テレビ会議システムにより行う場合も同様とする。

- 五、 面接は、当局のオフィス、又は各支局において行い、必要なときは、当局及び各支局に設置された通信設備により行う。

出願1件の面接時間は、原則として1回1時間とする。ただし、担当審査官の同意を得た場合には、1時間延長することができる。

- 六、 面接を行うために、当局は、次の事項を明記した書面をもって、面接に出席するよう関係者に通知しなければならない。

- (一) 面接の期日、時間及び場所
- (二) 持参すべき身分証明書類及び委任状
- (三) 面接の進行方法及び方式
- (四) その他の留意事項

無効審判事件における面接は、双方当事者に同時に出席するように通知しなければならない。一方の当事者が出席しなかった場合は、当局が単独で他方の当事者と面接することができることを告知しなければならない。

- 七、 面接を要請する場合は、面接の前に費用を納付しなければならない。納付しなかった場合は、本法第17条第1項の規定により、面接を受諾しないものとする。

面接に出席する者は、確認のため、身分証明書類を提出しなければならない。提出せず、適時に改めて提出できない場合、当局は面接を取り消し、その事情を面接記録に記載することができる。

面接開始の前に、当局はその面接の根拠となる専利法の条文、及び秘密保持が必要な事項について、面接を受ける者に告知しなければならない。面接に出席又は同席する者は、面接場所の秩序を守らなければならない。不当な陳述又はその他の行為を行ったとき、当局は是正を求め、又は制止することができる。それに従わなかった場合、当局は面接を中止し、又は取り消し、その事情を面接記録に記載することができる。

初審査又は再審査案件における面接の進行中に、明細書、請求の範囲又は図面等の内容に対して、補充説明又は補正が必要な場合、審査官は、職権により定めた期間内に、明細書、請求の範囲又は図面の補正書を補充提出するよう命ずることができる。

無効審判事件における面接の進行中に、無効理由書及び答弁書等の関連内容に対し、釈明権を行使することができる。補充説明又は答弁を提出する必要

がある場合、審査官は定められた期間内に書面資料を補充提出するよう当事者に告知することができる。

当局及び当事者は、面接の過程を録音又は録画することができる。

- 八、 面接時には、その場で面接記録を作成し、面接の期日、時間、場所、出（同）席者、面接事項及び問答の重点を記載するとともに、面接に出席した者は、それを確認のうえ、記録内容の末尾に署名又は押印しなければならない。署名又は押印を拒否した場合は、その事由を面接記録に記載しなければならない。

当局及び各支局に設置された通信設備によって面接を行う場合、当局の者は、その場で面接事項及び問答の重点を読み上げ、当局及び各支局に出席した者の確認を得なければならない。

面接を行った出願は、全ての記録、補充又は補正資料をファイルに保存して初めて審査を継続することができる。補充又は補正資料が期限を経過しても提出されなかった場合は、面接記録及び現有の資料により審査を継続するものとする。

- 九、 指定された時間に面接に出席しなかった場合、当局は審査を継続することができる。ただし、正当な理由により期日の変更を要請した場合は、その限りでない。

前項により期日の変更を要請する場合は、面接の前日までに、書面、ファックス又は電話により当局に送達し、当局は面接の期日及び場所を改めて指定しなければならない。期日の変更は、1回を限度とする。

テレビ会議システムによって面接を行う場合、テレビ会議通信が中断し、又は通信設備に関するその他の事由により、当日の面接を継続できなくなった場合、当局は面接の期日及び場所を改めて指定して行うことができる。

- 十、 当局が面接を行う必要がないと認め、面接を行わなかった場合は、当事者が納付した費用を返還しなければならない。